



公告

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10に規定する講習を次のとおり実施します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 講習の日時及び場所

次の表のとおりとし、講習時間はそれぞれ午前9時30分から午後4時30分までとします。

開催日	場 所		
	消火設備	避難設備・ 消火器	警報設備
平成	10月14日(火)	長野市 サンパルテ山王	長野市 サンパルテ山王
	10月15日(水)	長野市 サンパルテ山王	長野市 サンパルテ山王
	10月16日(木)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター
成	10月17日(金)	松本市 松本勤労者福祉 センター	松本市 松本勤労者福祉 センター
	10月21日(火)		長野市 サンパルテ山王
15 年	10月22日(水)		長野市 サンパルテ山王
	10月23日(木)		松本市 松本勤労者福祉 センター
	10月24日(金)		松本市 松本勤労者福祉 センター

(注) 各講習区分に応じて、受講票により通知するいずれかの開催日に受講してください。

なお、同一開催日に2講習区分を実施する場合は、法令関係は合同で実施し、工事関係は各講習区分ごとに分かれて実施するものとします。

2 講習対象者

講習は、次の表の左欄に掲げる区分に従い、同表の右欄に掲げる者について行います。

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備・ 消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

3 講習科目

消防用設備等の工事又は整備に関する講習の実施細目（昭和49年消防庁告示第2号）第2に定めるとおりとします。

4 受講申込み

(1) 提出書類 消防設備士義務講習受講申請書

(2) 受付期間 平成15年8月1日(金)から平成15年8月11日(月)まで
(郵送による場合は、簡易書留としてください。)

(3) 提出先 〒380-0836 長野市大字南長野字幅下688-2
長野県婦人会館 2階
社団法人 長野県消防設備協会 電話 026-234-3218

5 手数料

手数料(7,000円)は、長野県収入証紙により納付してください。
(申請書に貼って、消印をしないでください。)

6 その他

- (1) 講習当日は、消防設備士免状を持参し、受付に提出してください。
- (2) (1)の受付時間は、午前9時00分から9時20分までとしてください。
- (3) 申請書用紙の交付の請求及び講習についての問い合わせは、長野県危機管理室危機管理・消防防災課、最寄りの地方事務所生活環境課、消防本部若しくは消防署又は社団法人長野県消防設備協会にしてください。

危機管理・消防防災課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
普通乗用自動車 トヨタ アルファード 1台
- (2) 物品等の特質
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成15年8月4日
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)
ア 日時 平成15年6月23日 午後3時
イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2
(県庁専用郵便番号 380-8570)
長野県総務部管財課
- (3) 開札の日時及び場所
ア 日時 平成15年6月23日 午後3時10分
イ 場所 長野県庁本館入札室
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、この限りでない。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び数量

普通乗用自動車 トヨタ エスティマ 1台

(2) 物品等の特質

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成15年8月4日

(4) 納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

価格の総額について行う。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)

第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026(235)7079

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札書の受領期限及び提出場所(郵送による場合も含む。)

ア 日時 平成15年6月23日 午後3時

イ 場所 長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県総務部管財課

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成15年6月23日 午後3時20分

イ 場所 長野県庁本館入札室

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する

場合は、この限りでない。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付すること。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りではない。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要する。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定する。

5 その他

詳細は入札説明書による。

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年5月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

NPO法人 FAMILY TREE

3 代表者の氏名

樽田 國臣

4 主たる事務所の所在地

長野市若里5丁目147番地8号2

5 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者の社会復帰のための支援事業を行い、その家族に対してはその相談に応じ、精神障害者が地域社会に溶け込み、生き生きと暮らしていけるよう地域との協調を図り、積極的に地域活動に参加し、地域社会に貢献することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 白馬フリースタイルスキーアカデミー

3 代表者の氏名

国本重夏

4 主たる事務所の所在地

北安曇郡白馬村大字神城22200番地31

5 定款に記載された目的

この法人は、北アルプス及び白馬村を拠点にスキースポーツ、とりわけフリースタイルスキー部門において、将来、日本を代表するプレイヤーを育成し、それを目指す青少年達のために、より専門的な指導環境を整備し、それを実践する。合わせてスキースポーツを通じて、この地域で生活する、もしくは訪れる青少年に対し自然と共生する機会を積極的に推進することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 申請のあった年月日

平成15年6月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ワークサポートさく

3 代表者の氏名

大西直樹

4 主たる事務所の所在地

佐久市大字取出町字橋詰671番地2

5 定款に記載された目的

この法人は、働く意欲を持ちながら就労が困難な地域で暮らす障害者のために、体験の場の提供と、雇用機会の拡充を図り、併せて生活支援事業を行い、地域社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日月	患畜疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成15年6月4日	患畜	1	南安曇郡三郷村

畜産課

公告

県営玉川地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により下記に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営玉川地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営玉川地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により平成15年6月23日までに茅野市農業委員会に申し出てください。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 県営玉川地区土地改良事業変更計画の概要

2 その他必要事項

農地転用に関する分担金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農地が、この事業の工事の完了する日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前に知事が指定する場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金徴収条例の定めるところにより、当該転用農地について分担金を徴収する。

土地改良課

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
小県郡和田村	地籍簿及び地籍図	平成12年度から平成14年度まで	和田村の一部	平成15年6月12日
小県郡武石村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字上本入、余里の各一部	平成15年6月12日
北佐久郡御代田町	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字塩野の一部	平成15年6月12日

農村整備課

公告

東筑摩郡朝日村における県営朝日地区土地改良事業の施行に伴う換地計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

平成15年6月12日

長野県知事 田中康夫

1 縦覧に供する書類

県営朝日地区土地改良事業換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年6月13日から7月10日まで

3 縦覧の場所

東筑摩郡朝日村役場

農村整備課